

一般社団法人 富山県労働基準協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、一般社団法人富山県労働基準協会（以下「本会」という）定款第11条の理事及び監事（以下「役員」という）の報酬に関する事項について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員の報酬は、常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給し、非常勤役員については、無報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給及び額の決定)

第3条 常勤役員の報酬の月額は、別表1「常勤役員俸給表（月額報酬）」のとおりとし、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

ただし、使用人兼務の常勤役員の報酬については、一般社団法人富山県労働基準協会職員賃金規程（以下「職員賃金規程」という。）を準用し、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

2 常勤役員の退任にあたっては、別表2「常勤役員の退任慰労金の算出要領」に定める算式の業績勘案率のいずれかを会長が理事会の承認を得て定め、支給額を決定するものとする。

なお、その支給に関する詳細は、会長が理事会の承認を得て別に定める「役員退任慰労金規程」によるものとする。

3 常勤役員の報酬が、出向契約により出向元の負担となっている場合には、第2条第1項の定めに関わらず、本会はこれを支給しない。

なお、出向元との出向契約において当会負担率が定められている場合は、第2条第1項又は第3条第1項の報酬に基づき別途負担額を算出し、出向元に支払う。

(報酬の支払いと控除)

第4条 役員報酬は、その月の月額の全額を毎月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員賃金規程第4条の規定に準じて支給する。

2 所得税、社会保険料等は毎月の報酬から控除して支給する。

3 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

5 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する

7 この規程により計算した金額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当を支給する場合には、職員賃金規程第16条第1項第3項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。

別表1. 「常勤役員俸給表（報酬月額）」（単位：円）

号	報酬月額
第1号	250,000
第2号	300,000
第3号	350,000
第4号	400,000
第5号	450,000
第6号	500,000
第7号	550,000
第8号	600,000

別表2. 「常勤役員の退任慰労金の算出要領」

最終月額報酬×1／10×在職期間（年数）×業績勘案率

なお、業績勘案率は0.5、1.0、1.5、2.0のいずれかとする。